

技 第 6 3 9 号

令和6年3月4日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部技術管理課長

( 公 印 省 略 )

取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法の改定について (送付)

標記について、別添 (写) のとおり通知しておりますので、お知らせします。

土木部 技術管理課

土木設計基準係 三島、山本

農林設計基準係 玉木、白築

無線 8-300-2-5390/5942

(写)

技 第 6 3 9 号

令和 6 年 3 月 4 日

隠岐支庁関係各局長  
農林水産部関係各課長  
農林水産部地方機関の長  
土木部関係各課長  
土木部地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

「取得補償を行った場合の立木処理の見積徴収方法及び積算方法」の一部改定  
について（通知）

このことについて、令和 5 年 9 月 27 日付け技第 395 号までの通知により運用して  
いるところですが、下記のとおり改定しますので、関係職員に周知してください。  
なお、各市町村へは別途文書を参考送付しています。

記

1. 改定内容

・適用条件の「5. 伐採に係る積算方法選択フロー」を廃止し、「伐採作業に係  
る伐採歩掛（案）」の「1. 伐採歩掛（案）フロー」に集約し、選択条件を簡潔  
に見直して判定基準を明確化。

2. 適用

既通知の取扱いに変更はありませんので、既発注・今後発注を問わず、すべての  
工事に活用が可能です。

土木部 技術管理課

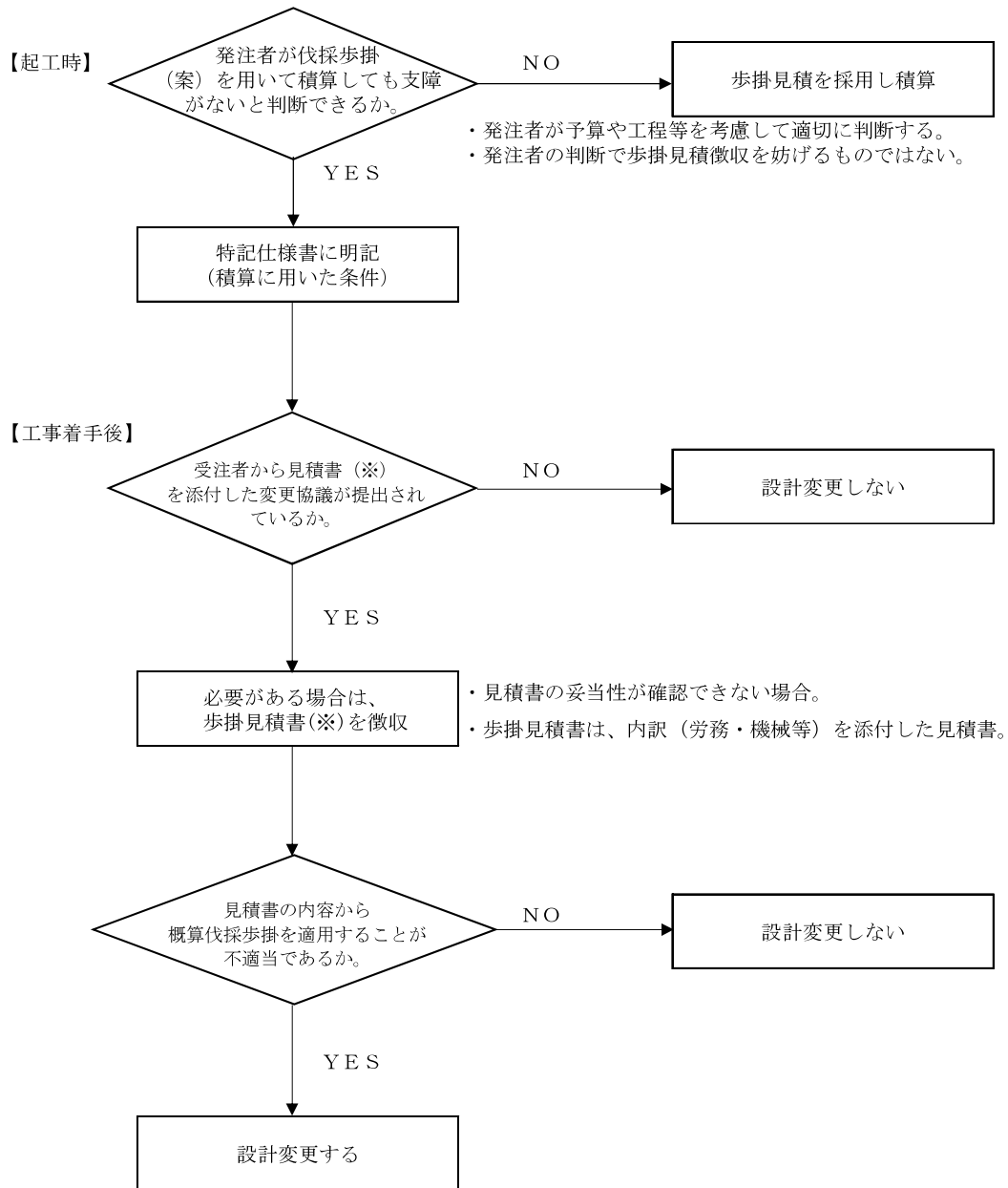
土木設計基準係 三島、山本

農林設計基準係 玉木、白築

無線 8-300-2-5390/5942

# 伐採作業等にかかる伐採歩掛（案）

## 1. 伐採歩掛(案)適用フロー



(※) 見積書の内容が実際の現場条件を反映した適切な内容となっている場合については、1者見積とすることができる。  
ただし、この場合、現場立会等により現場条件を確認するとともに類似の歩掛見積と比較するなどして、見積書の妥当性を確認すること。

## 2-1. 伐採歩掛(案)の適用範囲

- (1) 天然林（広葉樹林）
- (2) 人工林（スギ・ヒノキ林）
- (3) 竹林（手入れがされておらず、密度の高いもの）

## 2-2. 適用除外

以下の場合、概算伐採歩掛は適用できないため、見積を徴収のうえ積算を行うこと。

- ・特殊伐採（※）を行う場合
- ・トラック積込地点までの集材平均距離が200m以上ある場合

※ 高木や巨木を根元から倒さずに行う伐採。高所作業車の使用や技術者が木に登る等して、上の部分から少しずつ枝・幹を伐採し、クレーンやロープを使って下ろす。木の近くに電柱・建築物等がある場合や、急傾斜地で伐採すると倒木が滑り落ちて危険な場合に用いられる方法である。

急傾斜であるなど、現地の状況が厳しい場合、成立本数が「7. 歩掛採用数値」と著しく異なるなどの場合は、歩掛見積の結果で大幅な設計変更が想定されるため、概算伐採歩掛の使用にあたっては増額予算を十分に考慮しておくこと。

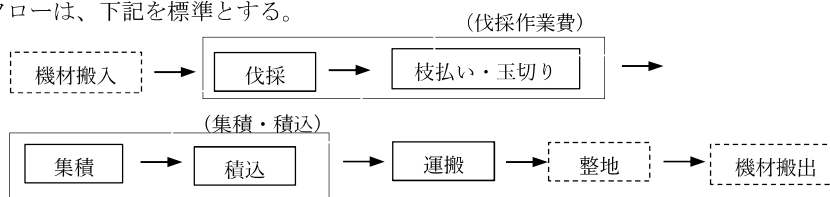
### 3. 適用範囲

本資料は、共通仮設費の準備費に積上げるものとし、立竹木の伐採、枝払い、玉切り、集積、積込に適用する。

### 4. 施工概要

#### 1) 天然林（広葉樹林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

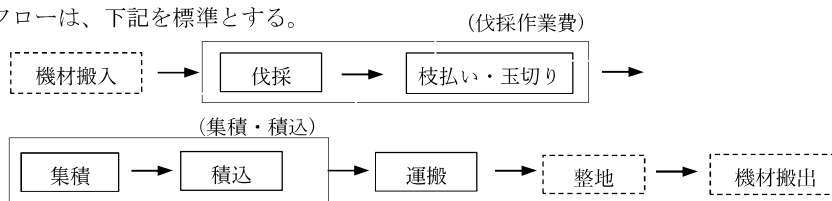
破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、積込

#### 2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

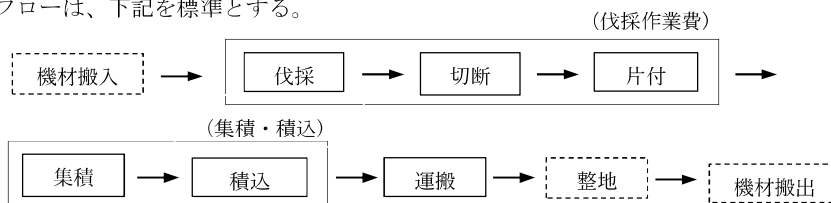
破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、枝払い・玉切り

集積・積込：枝条・丸太片付（現場内小運搬含む）、トラック積込地点までの集積、積込

#### 3) 竹林

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

破線部分は、共通仮設費率に含まれる。

伐採作業費：伐採、切断、片付（現場内小運搬含む）

集積・積込：トラック積込地点までの集積、積込

## 5. 施工歩掛

### 1) 天然林（広葉樹林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 1.1 伐採作業費 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.22	
普 通 作 業 員		人	0.22	
諸 雑 費		%	6.00	※1) 伐倒
諸 雑 費		%	4.00	※2) 枝払い・玉切

※1) 労務費（特殊作業員0.07人・普通作業員0.07人）の6%を計上

※2) 労務費（特殊作業員0.15人・普通作業員0.15人）の4%を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができ、上記表の数量は補正後（難易度：難）の数値である。

作業の難易度	作業条件	補正係数
易	灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合	-10%
中	易あるいは難以外の場合	0%
難	灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合	+10%

4. 玉切り・枝払いについては、作業難易度補正後（労務費種別ごとに数量+0.03人）の数値を用いている（詳細は別添「伐採等にかかる標準歩掛（案）参考単価表」を参照すること）。

表 1.2 集積・積込歩掛 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	0.99	
運 転 手（特殊）		人	0.07	
バックホウ運転	排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積 0.45m <sup>3</sup> （平積 0.35m <sup>3</sup> ）	h	0.67	
掴み装置損料	開口幅 1700~2000mm	h	0.67	
諸 雑 費		%	1.00	※3) 丸太片付

※3) 労務費（普通作業員0.09人）の1%を計上

注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点まで

の距離は200m未満とする。

2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械（不整地運搬車等）や作業実態等を考慮し別途計上すること。
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20％）後の数値である。（詳細は別添「伐採等にかかる標準歩掛（案）参考単価表」を参照すること）

## 2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

伐採作業費、集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 2.1 伐採作業費 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
特 殊 作 業 員		人	0.45	
普 通 作 業 員		人	0.45	
諸 雑 費		%	6.00	※4) 伐倒
諸 雑 費		%	4.00	※5) 枝払い・玉切

※4) 労務費（特殊作業員0.06人・普通作業員0.06人）の6％を計上

※5) 労務費（特殊作業員0.39人・普通作業員0.39人）の4％を計上

注) 1. 本歩掛には、枝払い及び丸太に玉切る作業を含む。

2. 諸経費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウインチの損料等の費用である。

3. 伐採については、作業の難易度により原則として次表の範囲内で施工歩掛を補正することができる。上記表の値は難易度中として補正を行っていない。

作業の難易度	作業条件	補正係数
易	灌木や枝葉、転石、伐根がほとんどなく、作業のための移動や歩行が容易な場合	－10％
中	易あるいは難以外の場合	0％
難	灌木や枝葉、転石、抜根等の障害物により、作業のための移動や歩行に大きな支障がある場合	＋10％

表 2.2 集積・積込歩掛 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員		人	1.14	
運 転 手 (特 殊)		人	0.22	
バックホウ運転 [ 掴み装置付 ]	排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積0.45m <sup>3</sup> （平積0.35m <sup>3</sup> ）	h	2.67	
掴み装置損料	開口幅 1700～2000mm	h	2.67	

諸 雑 費		%	1.00	※6) 丸太片付
-------	--	---	------	----------

※6) 労務費（普通作業員0.07人）の1%を計上

- 注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離は200m未満とする。
2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械（不整地運搬車等）や作業実態等を考慮し別途計上すること。
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20%）後の数値である。（詳細は伐採等にかかる標準歩掛（案）参考単価を参照すること）

### 3) 竹林

伐採作業費・集積・積込の歩掛は、次表とする。

表 3.1 伐採作業費 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
特 殊 作 業 員		人	0.46
普 通 作 業 員		人	0.46
諸 雑 費		%	6.00

- 注) 1. 本表は、竹林において竹をすべて伐倒・切断し、片付ける作業に適用する。
2. 片付には、人力による20m程度の小運搬を含む。
3. 諸経費は、チェーンソーの運転経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

表 3.2 集積・積込歩掛 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	数 量
普 通 作 業 員		人	0.31
運 転 手 (特 殊)		人	0.12
バックホウ運転 [掴み装置付]	排出ガス対策型（第1次基準） クローラ型 山積0.45m <sup>3</sup> （平積0.35m <sup>3</sup> ）	h	1.08
掴み装置損料	開口幅1700～2000mm	h	1.08

- 注) 1. 集積は車両系機械を用い、作業地の中心地点からトラックへの積込地点までの距離は200m未満とする。
2. 集積に用いる機械の損料及び燃料費等は、使用する機械（不整地運搬車等）や作業実態等を考慮し別途計上すること。
3. 集積は、皆伐を行うため作業難易度補正（集積に係る普通作業員と運転手（特殊）の数値をそれぞれ－20%）後の数値である。（詳細は別添「伐採等にかか



る標準歩掛（案）参考単価表」を参照すること）

## 6. 積算システム

積算システムにおいて、本歩掛を適用する際は、施工単価コード「概算伐採歩掛」(SX080)を利用すること。

## 7. 歩掛採用数値

本歩掛に用いた数値は、天然林、人工林、竹林の別に、県内の平均的な森林を以下の通りとし、その森林の条件を概算伐採歩掛に反映している（「【参考】伐採作業にかかる伐採歩掛（案）単価表」を参照）。

また、本歩掛に除根作業は含まず、以下の根株体積は産業廃棄物処理に係る参考数値である。

### (1) 天然林（広葉樹林）

本数 : 19.8本/100m<sup>2</sup> (1,983本/ha)  
平均胸高直径 : 14.7cm (10cm以上16cm未満)  
搬出材積 : 1.85m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup> (185m<sup>3</sup>/ha)  
根株体積 : 1.00m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

### (2) 人工林（スギ・ヒノキ林）

スギ人工林とする。

伐採本数 : 11.36本/100m<sup>2</sup> (1,136本/ha)  
平均胸高直径 : 27.0cm  
搬出体積 : 7.42m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup> (742m<sup>3</sup>/ha)  
根株体積 : 2.1m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

### (3) 竹林

放棄された荒廃竹林とする。

本数 : 100本/100m<sup>2</sup> (10,000本/ha)  
搬出材積 : 0.03m<sup>3</sup>/本 (3m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>、300m<sup>3</sup>/ha)

## 8. 運搬

運搬については、「建設発生木材の取扱い」（通知）の〈当初設計時〉によること。

# 伐採工に関する特記仕様書

1. 本工事において、準備費に計上している「概算伐採歩掛」は、県内の平均的な森林を以下として、設計条件を設定している。

(1) 天然林(広葉樹林)

本数 : 19.8本/100m<sup>2</sup>(1,983本/ha)  
平均胸高直径: 14.7cm(10cm以上16cm未満)  
搬出材積 : 1.85m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>(185m<sup>3</sup>/ha)

(2) 人工林(スギ・ヒノキ林)

伐採本数 : 11.36本/100m<sup>2</sup>(1,136本/ha)  
平均胸高直径: 27.0cm  
搬出体積 : 7.42m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>(742m<sup>3</sup>/ha)

(3) 竹林

放棄された荒廃竹林とする。  
本数 : 100本/100m<sup>2</sup>(10,000本/ha)

2. 「概算伐採歩掛」を利用していることから、本工事では、着工前に現況を精査の上監督職員と協議し、必要に応じて設計変更を行うものとする。除根の作業費は、共通仮設費に含まれるが、運搬費及び処分費については、実際の処分量を反映し、設計変更の対象とする。

3. 伐採した立木のうち、用材、チップ材、パルプ材など、再利用が見込める有価木については、再利用することとし、設計変更する際は工事打合簿に添付する見積書に含めて提出すること。

工事打合簿（記載例）

様式第52号

工 事 打 合 簿

発議者氏名		発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工事名		受注者	
<p>(内容)</p> <p>(例) 「伐採工」にかかる設計変更について            現場状況を精査した結果、当現場は傾斜や起伏があり、地況や伐採量について当初設計条件と乖離が生じているため、変更願います。</p> <p>添付書類：見積書</p> <p style="text-align: right;">添付図 葉、その他添付図書</p>			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） <div style="text-align: right;">令和 年 月 日</div>	
	条件		

※1 段階確認の場合は、(種別・細別・確認項目・確認日) 等を内容欄等に記載する。

※2 材料確認の場合は、(材料名・品質規格・単位・数量) 等を内容欄等に記載する。

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員	現場代理人	主任(監理)技術者